

**矢板市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画**

**令和8（2026）年 3月  
矢板市教育委員会**

# 矢板市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状
2. 目標
3. 計画の期間
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

学校における働き方改革は、教育職員が気持ちにゆとりをもって子どもたちと接したり、授業の準備に十分な時間を確保したりするために必要不可欠なものである。これまでも各学校において、業務の精選や組織の見直しなど、様々な工夫がなされてきたものの、時間外在校時間の削減がなかなか進まないなど、働き方改革はまだ道半ばにある。働き方改革を推し進め、教育職員が子どもたちによりよい教育を行えることを目指し、本計画を策定する。

## (2) 本市の現状

本市では、矢板市教育委員会特定事業主行動計画（第4期）、矢板市立学校における働き方改革推進プラン（ネクスト・ステップ）を定め、教育職員の在校時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。令和6年度の時間外在校時間の状況は以下のとおりである。

	45 時間以下	45 時間以上 80 時間以下	80 時間超
人数 (小・中)	118 人	52 人	6 人
割合	67%	30%	3%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が30%と多くなっている。中学校の部活動における指導等の業務の負担、事務処理や外部とのやり取りにおける負担が大きくなっており、地域展開の推進やICTの活用、外部対応のルールの整備などによる時間的余裕を創出することが必要である。こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

## **2. 目標**

本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。【R6・・・12日】
- ・ 定時退庁日を定め、定時退庁日の周知徹底を図る。【H27～R2・・・60%】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を3%まで減少させる。【R6・・・4%】

## **3. 計画の期間**

令和8年度～令和12年度（矢板市特定事業主行動計画の期間・5か年）

年度ごとに必要に応じて見直していく。

## **4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容**

本市では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### **①学校以外が担うべき業務**

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇地域学校協働活動の連絡調整を円滑にするため、コーディネーターの配置を推進する。

#### **②教師以外が積極的に参画すべき業務**

◇調査・統計等への回答

- ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

◇部活動

- ・本市の実情に合わせた部活動の地域展開事業を推進する。

#### **③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務**

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・スクールサポートスタッフ、図書事務を配置し、活用を図る。
- ・ICT等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・県派遣のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、市としてもスクールカウンセラーを配置し、よりきめ細やかな支援体制を構築する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話対応を徹底し、時間外の対応を減少させる。
- ・市で一括して導入するメール配信システムを活用し、保護者との連絡を円滑に行う。
- ・在校時間をICTの活用、タイムカード等により客観的に計測、集計する。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に市教委による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ストレスチェック実施率を100%にし、結果を活用して職場改善を推進する。
- ・年次有給休暇を連続して取得できるよう、閉庁日を設定するなど取得を促進する。

## **5. 関連する取組、今後のフォローアップについて**

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる人材の確保に当たり、関係部局・関係機関、各学校運営協議会とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、各校の記録から把握し、その他の目標については、本市で実施しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。

例) ○○小・中学校の働き方改革（例）

<p>学校における工夫 令和 8 年度の取り組み</p>	<p>令和 8 年度の成果</p>
<p>校内で働き方改革に関するチームを組織し、アイデアを出し合う。</p>	
<p>個人ごとに月 1 回、定時退勤日を設定し、実行する。</p>	
<p>定時退庁曜日を設定し、月 1 回ペースでの定時退庁を目指す。</p>	
<p>チーム担任制を実施することで、休暇を取りやすくする。</p>	
<p>学校運営協議会や PTA と協議し、登下校や日常の見守り活動を依頼する。</p>	
<p>日常における環境美化を推進することで、清掃を週 3 回に削減する。</p>	
<p>明日の連絡をタブレットで行うことで、放課後の電話連絡を減らす。</p>	
<p>AI ドリルを活用し、自動採点による評価を取り入れる。</p>	
<p>定期テスト最終日の部活動を体力づくりとして、採点業務がない教師が担当することで採点時間を確保する。</p>	